

# 茨城県生涯スポーツ指導員認定要項

## (趣 旨)

第1条 この要項は、「茨城県生涯スポーツ指導員」（以下「指導員」という。）の修了認定に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (任 務)

第2条 指導員は、次の任務を行うものとする。

- (1) 地域スポーツ事業の企画・立案に関する指導、助言
- (2) 地域スポーツクラブの運営等に関する指導、助言
- (3) その他、地域スポーツの振興に関すること

## (養成講習会)

第3条 養成講習会は、毎年実施するものとし、その実施要項についてはその都度定める。ただし、天災地変や伝染病の流行等の事由により、茨城県（以下「県」という。）の判断で中止することがある。

2 指導員の認定に必要な教科は、別表に掲げるとおりとする。

## (認定の申請)

第4条 指導員の認定を受けようとする者は、講習会終了後速やかに、認定申請書（別紙様式1）を茨城県政策企画部スポーツ推進課に提出する。

## (認定及び認定証の交付)

第5条 県は、養成講習会を修了し、必要な単位を修得した者を指導員に認定し、認定証を交付するものとする。

## (修了認定者名簿の作成)

第6条 県は、指導員修了認定者名簿（別紙様式2）を作成するものとする。

## (認定有効期間)

第7条 指導員の認定有効期限は4年とする。ただし、更新年度の養成講習会が天災地変や伝染病の流行等の事由により中止になった場合は、県の判断で認定有効期限を延長できるものとする。

## (研 修)

第8条 指導員は、自ら資質の向上を図るため、国、県及び各種団体が主催する研修会、講習会等に積極的に参加するなど、常に研修に努めるものとする。

## (資格の喪失)

第9条 県は、指導員としてふさわしくない行為があったと認められた場合には、指導員としての認定を取り消す。

## (補 則)

第10条 この要項に定めるもののほか、必要な事項については知事が定める。

### 付 則

この要項は、平成元年8月30日から施行する。

この要項は、平成10年4月1日一部改正施行する。

この要項は、平成11年4月1日一部改正施行する。

この要項は、平成14年4月1日一部改正施行する。

この要項は、平成19年4月1日一部改正施行する。

この要項は、平成21年4月1日一部改正施行する。

この要項は、平成26年4月1日一部改正施行する。

この要項は、平成27年4月1日一部改正施行する。

この要項は、平成29年4月3日一部改正施行する。

この要項は、平成30年4月2日一部改正施行する。

この要項は、令和元年6月6日一部改正施行する。

この要項は、令和2年4月1日一部改正施行する。

この要項は、令和2年9月10日一部改正施行する。

この要項は、令和7年4月1日一部改正施行する。

別 表

教 科 項 目		
理 論	1	地域におけるスポーツの役割
	2	障害者とスポーツ
	3	スポーツ傷害の予防と対策
	4	生涯スポーツ指導員の任務と役割
	5	スポーツ活動に関する経営と企画・運営
演 習	6	救急救命法
実 技	7	中高齢者と子どもの世代間交流をねらいとした健康運動プログラム